

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 27（情）第 1 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、異議申立人が開示すべきとする落札価格及び売買代金（以下「落札価格等」という。）を開示すべきである。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成27年 8 月18日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、県有地（〇〇郡〇〇町〇〇番〇，〇〇番〇（以下「本件土地」という。））の売却（平成〇年度第〇回一般競争入札（以下「本件入札」という。））に関する文書（入札応募要項などは不要。落札，売買情報を求める。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件土地に係る土地売買契約書，本件土地の売却処分に係る起案文書及び本件入札における落札者の入札書（以下，これらの文書をまとめて「本件対象文書」という。）を特定して行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成27年 8 月31日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は，平成27年10月30日，本件処分を不服として，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 6 条の規定により，実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し，落札価格等の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書，意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は，おおむね次のとおりである。

- (1) 県有地の売却処分は公共性の高い行為であり，全面開示が原則である。特に入札制度は透明性の確保が重要であり，落札価格は県民の利益に影響する情報である。
- (2) 条例第10条第 3 号は，法人に関する情報のうち「公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示の対象と規定しているのであって，単に「経理上，重要な内部管理に属す

る情報」というだけでは要件を満たさない。法人の「正当な利益を害する」具体的な蓋然性を示す必要があるのに、示されていない。

- (3) 実施機関は、「落札者から落札価格（売買代金）を公表しないよう申立てを受け、これを前提として売買契約を締結した」と説明するが、不必要で過剰な配慮である。

落札者の申立てを聞く（聞き入れる）という内規を、明文化せず部署内で申し合わせていること自体、「県民に説明する責務を全うするよう努める」条例の目的に反する。他県でこのような過剰な配慮は見られない。

- (4) 他府県では、ホームページにアップするなど、落札者名と落札価格を積極的に公表・開示する例が多い。中国地方の他の4県は全て開示している。さらにいくつかの県に問い合わせたが、全て金額を開示している。いずれも落札者の希望を確かめる過剰な配慮はしておらず、クレームなどの問題はないとしている。逆に開示しないことが問題視された例もある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 土地購入金額は、法人が事業活動を行う上での経理上、重要な内部管理に属する情報であることから、条例第10条第3号に該当するものと判断して本件処分を行った。

例えば、落札者である法人が購入土地の一部に分譲マンションを建設するとともに、残りの土地を賃貸借の用に供し、当該賃貸借に係る借地料を得ることで当該分譲マンションを早期に安価で売却するとの事業計画を立てていると仮定した場合、落札価格等を公表すれば、土地登記簿に記載された面積から容易に土地の単価を算出できることから、賃貸借契約の相手方から借地料の減額や賃貸借契約の取消しを求められるなどし、結果として当該法人のマンションの分譲事業自体に影響を及ぼすおそれがあることは否定できず、当該法人の経営自体に大きな影響があると推測されるため不開示としたものである。

- 2 本件入札の落札者である法人からは、本件入札後に、落札価格等を公表しないよう申立てを受けており、これを前提として、平成〇年〇月〇日付けで本件土地の売買契約を締結している。

落札価格等の公表による当該法人の事業活動への影響については、当該法人のみが知るところであるが、当該法人が公表しないよう申立てをしている以上、落札価格等の公表が当該法人自らの経営に大きな影響を及ぼすと判断しているものと推測され、公表することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

- 3 実施機関では、本件入札の公募に際して予定価格を公表しており、本件土地の適正な価格を知ることはできるため、落札価格を公表しないことが、「県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進する」という条例の目的を直ちに阻害するとは考えていない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が未利用の県有地を売却するために平成〇年〇月〇日に実施した本件入札に関する文書で、落札者である法人の入札書、本件入札の結果に基づき本件土地の売却処分について何う起案文書及び落札者との間で締結された土地売買契約書の写しである。

実施機関は、本件対象文書の記載のうち、落札価格等、入札保証金及び収入印紙の額並びに法人代表者の印影を条例第10条第3号の不開示情報に、法人代理人の住所、氏名及び印影を同条第2号（個人情報）の不開示情報にそれぞれ該当すると判断して本件処分を行った。

異議申立人は、このうち、落札価格等の開示を求めていることから、当審査会では、落札価格等の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件入札における落札価格をもって本件土地の売買契約が締結されており、落札価格及び売買代金が同額であることを確認した。

### 2 条例第10条第3号（事業活動情報）該当性について

#### (1) 条例第10条第3号について

条例第10条第3号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすることを規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

この場合において、「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断する必要がある。影響の程度は、名目的なものではなく、実質的なものが要求されるものである。また、「おそれ」の程度は、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

#### (2) 落札価格等の条例第10条第3号該当性について

実施機関は、異議申立人が開示を求める落札価格等を不開示とした理由について、前記第4の1のとおり説明する。

確かに、本件入札における落札価格等は、不動産を営む法人にとって仕入価格に当たるものであり、実施機関が説明するように、開示することによって、不動産登記簿に記載されている地積から本件土地の平米当たり単価が明らかになると認められる。

しかしながら、実施機関が例に挙げる場合に関わらず、賃貸借契約は、一般的に、周辺地域における不動産の取引状況や賃貸借物件を取り巻く環境等の諸

条件を踏まえ、当事者双方の合意に基づきなされるものであることからすれば、落札者である法人が示した借地料によって当該契約の相手方が必ずしも契約するとは限らず、落札価格等の公開が当該契約に影響を及ぼすことがあったとしても、その影響は小さいものと考えられる。

また、落札価格等は、当該法人の本件土地に対する評価であると捉えられるものの、当該法人の事業活動に係る販売や営業、経理等に関する具体的な情報までもが把握されるおそれがあるものとは認められず、落札価格等が公になったとしても、当該法人の競争上の地位や事業運営に不利益を与えるおそれがあるとは言い難い。

なお、実施機関は、落札者である法人に落札価格を非公表としてほしい旨の意向を確認しているものの、落札価格等を開示した場合にどのような影響が生じるか当該法人から具体的な理由は聴取しておらず、また、前記第4の1の実施機関の説明が説得性を欠くことを踏まえると、落札価格等を不開示とした実施機関の説明は、単に、開示すると当該法人の正当な利益を害する「おそれ」があるという抽象的なものにとどまるものであって、合理性を欠くと言わざるを得ない。

以上のとおり、実施機関の説明からは、原則公開とする情報公開制度に照らして条例上不開示とすべき合理的理由が見つからなかった。

したがって、落札価格等は、これを公にしたとしても、落札者である法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第10条第3号の不開示情報に該当せず、実施機関はこれを開示すべきである。

### **3 結論**

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 11. 6	・ 諮問を受けた。
27. 11. 10	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 12. 11	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
27. 12. 14	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
27. 12. 25	・ 異議申立人から意見書を収受した。
27. 12. 28	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
28. 11. 29 (平成28年度第8回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 12. 27 (平成28年度第9回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 1. 26 (平成28年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授